

# 秋の火災予防運動が始まります!!

~11月9日月は119番の日です~

11月9日(月)~15日(日)まで、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。この運動は、皆さんに防火防災に関する意識や行動力を高めてもらい、火災の発生を未然に防ぎ、万一発生した場合にも被害を最小限に防ぐことを目的としています。また、11月9日は「119番の日」です。いざと言う時、119番通報がしっかり行えるよう、電話のそばなどに『住所、氏名、目標(物)、電話番号』などを記入したメモなどを準備しておくで大変便利です。来年4月1日からは、住宅用火災警報器の設置が義務付けられます。まだ設置されていないご家庭は、この機会にぜひ設置しましょう。

問 西東京消防署 ( ☎421 - 0119 )  
危機管理室 ( ☎438 - 4010 )

## 古くなった消火器にご注意ください!!

大阪市で長期間放置されていた消火器が爆発する事例がありました。自宅などに設置している消火器の保管状態は大丈夫でしょうか？

消火器のメーカー保証期間は8年とされていますが、製品によっては、8年未満もあります。また、設置状況・場所により、耐用年数は大きく異なりますので、取り扱いなどにご注意ください。

なお、消火器の処分については、(社)全国消防機器販売業協会( ☎03 - 5566 - 0821 )にご相談ください。

## 暖房器具からの火災を防ごう!

暖房器具からの火災で多いのが、電気ストーブからの火災です。石油ストーブなどのように直接火が確認できないため、安心して使用できますがその反面、使用方法を誤ると大きな事故に繋がる可能性があります。

『暖房器具からの火災を防ぐポイント』  
スプレー缶などをストーブやファンヒーターの上

やそばには置かない。  
寝るときや外出するときは必ずスイッチを切る。  
衣類の乾燥や可燃物の近くでは使用しない。  
カートリッジタンクへの給油は、まず消火リストロープとは別の場所で行う。  
その他、暖房器具を使用する際には、一酸化炭素中毒を防ぐため、十分に換気を行いましょ。

## 公園でのたき火は禁止

『落葉清掃にご協力を』  
秋は落葉の季節です。たき火をして暖まりたいところですが、市内の公園では、たき火は全面禁止です。

公園近隣にお住まいの方には、公園樹木の落葉が大変ご迷惑をおかけしてはいますが、落葉清掃へのご理解とご協力をお願いします。

公園の落葉を入れるビニール袋を配布し、袋は回収に伺いますので、ご連絡ください。

みどり公園課  
( ☎438 - 4045 )



# 11月は 児童虐待防止推進月間

守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ



あなたの周囲で「もしかして虐待では?」「あの子大丈夫かな?」と感じることはありませんか?

児童虐待は、子どもの健やかな心身の成長や人格形成に大きな影響を与えます。虐待につながる背景には、子育ての悩みや周囲からの孤立、家庭不和や経済的な問題などさまざまなストレスや葛藤があると思われます。

市では虐待の通報や相談を受けた場合、関係機関と連携協力し、虐待防止のための適切な支援につなげていきます。

子ども家庭支援センター ( ☎425 - 3303 )

## 相談者の秘密は厳守します!

【相談専用電話】子ども家庭支援センターのどか ( ☎439 - 0081 )  
月~土曜日午前9時~午後4時(日曜日、祝日、年末年始は休み)

【緊急連絡先】  
東京都小平児童相談所 ( ☎467 - 3711 月~金曜日午前9時~午後5時 )  
東京都児童相談センター ( ☎03 - 3208 - 1121 平日、土・日曜日、祝日、年末年始午前9時~午後5時および夜間 )  
警視庁田無警察署 ( ☎467 - 0110 )

## どのようなことが虐待か?

- 身体的虐待
  - ・なぐる、けるなどの暴力
  - ・タバコの火などを押し付ける
  - ・しばりつける、外に閉め出す
- 心理的虐待
  - ・無視、拒否的な態度
  - ・ば声を浴びせる
  - ・言葉によるおどかし、脅迫
  - ・ほかの兄弟姉妹との差別
  - ・子どもの目での配偶者に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス)
- 性的虐待
  - ・子どもにわいせつな行為をしたり、見せたり、させたりする
  - ・ポルノグラフィの被写体にする
- ネグレクト(養育放棄)
  - ・適切な食事を与えない
  - ・ひどく不潔なままにする
  - ・乳幼児を家や車に放置する
  - ・登校、登園させない

# 10月から市民税・都民税の公的年金等からの特別徴収(引き落とし)がはじまりました

~年金受給者で公的年金等からの特別徴収の対象となっている方へ~

公的年金等を受給されている65歳以上の方の公的年金等から算出される市民税・都民税について、平成21年10月支給の公的年金等から1回目の特別徴収(引き落とし)が開始となりました。

なお、制度の内容については、市報1月15日号、6月1日号、8月1日号、10月1日号、市HPにも掲載していますので、ご確認ください。  
市民税課 ( ☎460 - 9827・9828 )

## \*引き落としの対象となっているかの確認方法

平成21年6月10日に発送した納税通知書3ページ下段に、引き落としされる金額と支払者の名称等が記載されている場合、引き落としの対象となります。また、6月10日の納税通知書発送後に対象にならなくなった方には、非対象者となった旨のご通知をお送りしています。

## \*引き落としの対象となる公的年金等

老齢基礎年金、老齢年金、退職年金などです。なお、引き落とす税額を計算する対象となる公的年金等は、引き落としの対象より範囲が広く、国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金などがあります。  
障害年金・遺族年金などの非課税の年金からは、引き落としはされません。

## 公的年金等からの引き落とし方法

例：市民税・都民税の年税額が平成21年度100,500円・平成22年度100,000円(収入は公的年金等のみ)の場合

### 【平成21年度(初年度)年税額100,500円の納め方】

6月と8月は昨年度までと同じく個人納付で納めていただきました。10・12・2月は年税額の2分の1を各月に割り振り、公的年金等から引き落とします。

月	普通徴収		公的年金等から特別徴収		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	25,500	25,000	16,800	16,600	16,600

税額の2分の1に相当する額を特別徴収

### 【平成22年度(次年度)年税額100,000円の納め方】

4・6・8月は前年度の12・2月の税額と同額を公的年金等から引き落とします。10・12・2月は平成22年度の年税額から4・6・8月の税額を差し引いた残りの税額を各月に割り振り、公的年金等から引き落とします。

公的年金等から特別徴収					
4月	6月	8月	10月	12月	2月
16,600	16,600	16,600	16,800	16,700	16,700

前年度12月・2月と同額を仮特別徴収

仮特別徴収した税額を引いた残りを特別徴収

### 【お詫びと訂正】

市報10月15日号に掲載しました「公的年金等からの引き落とし方法」の表に誤りがありました。お詫びして訂正します。

秘書広報課 ( ☎460 - 9804 )